

北九州都市圏域周遊バスツアー造成・実施業務委託仕様書

1 業務名

北九州都市圏域周遊バスツアー造成・実施業務

2 業務目的

福岡都市圏居住者等を対象として、北九州都市圏域の魅力を体験できるバスツアーを造成・実施することにより、北九州都市圏域の認知度向上、交流人口の拡大及び将来的な再訪につなげることを目的とする。

3 業務内容

(1) 旅行商品の企画・造成

- ア 福岡都市圏からの誘客を主な対象とした日帰り旅行商品を企画・造成すること。
- イ 旅行商品には北九州市内の観光資源、文化資源、産業資源、食資源その他の地域資源を活用すること。
- ウ 北九州都市圏域の魅力発信及び再訪意欲の向上につながる内容とすること。
- エ 北九州市を核としながら、北九州都市圏域の地域資源や体験コンテンツの活用に努めること。
- オ 一般的な募集型旅行商品との差別化を図るため、地域ならではの体験や地域事業者との連携など、独自性のある内容を提案すること。また、一過性の販売にとどまることがないように、旅行商品の自走化につながる提案とすること。
- カ 旅行商品の造成数及び催行回数は提案によるものとする。
- キ 提案内容に応じて実現可能性のある KPI を設定すること。なお、KPI 達成について随時進捗確認を行い、未達が予測された時点で、提案内容に加えて新たな手法を検討、提案すること。

(2) 参加者募集及び広報

- ア 参加者募集を実施すること。
- イ 募集媒体、広報手法及び募集計画を提案すること。
- ウ TV、SNS、WEB 媒体等を活用し、北九州都市圏域の魅力発信に努めること。

(3) 旅行商品の催行

- ア 造成した旅行商品を履行期間内に催行すること。
- イ 添乗員の配置その他必要な運営体制を確保すること。
- ウ 旅行業法その他関係法令を遵守すること。
- エ 参加者の安全確保及び危機管理に十分配慮すること。

(4) アンケート調査

参加者に対してアンケートを実施し、次の事項を把握すること。

- ・参加者属性
- ・参加満足度
- ・北九州都市圏域に対する印象
- ・再訪意向
- ・情報発信意向
- ・自由意見

(5) 効果検証及び報告

ア 事業実施結果を分析すること。

イ 事業効果及び今後の展開に関する考察を行うこと。

ウ 業務完了後、報告書を提出すること。

(6) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(5)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

(7) その他

各業務にかかる一切の経費（会場費、招請費、掲載費、調整費等）は、全て委託費に含むものとする。

4 業務体制および事業実績

実施計画や実行体制、人員の配置、全体スケジュール、個人情報の管理など、実効性のある事業遂行体制を提案すること。また、本業務全般について、国や地方自治体、民間企業等における同種業務に携わった実績がある場合は、その内容について支障のない範囲で記載すること。

5 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

6 委託料上限額及び参加者負担

(1) 本業務にかかる委託料の上限額は1,950千円（消費税及び地方消費税含む）とする。

(2) 本業務は、国の地域未来交付金を活用して実施するものであるため、地域未来交付金の対象外となる参加者個人に帰属する経費については、本委託料から支出することはできない。

- (3) 受託者は、前項に規定する経費について、参加者から徴収するものとする。
- (4) 参加者負担とする経費には、体験費、交流費、飲食費その他地域未来交付金の対象外となる経費を含むものとする。
- (5) 受託者は、企画提案書及び見積書の作成に当たり、本委託料の対象となる経費と参加者負担とする経費を適切に区分するものとする。

7 報告書等の提出について

- (1) 提出物
 - ①業務完了報告書（原本）
 - ②報告書（電子データ） 一式
- (2) 提出期日
 - 令和9年3月19日（金）
 - ※早期提出が可能な場合は、早期検収を受け付けます。
- (3) 納品方法
 - 郵送、メールなど
- (4) 提出場所 北九州市

8 知的財産権等

- (1) 成果物の著作権
 - 委託業務により受託者が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。
 - ア 成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって委託者に無償で譲渡されるものとする。
 - イ 受託者は、成果物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
 - ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害しないことを保証するものとする。
 - エ 成果物に第三者が権利を有する著作物等を使用する場合は、受託者の責任及び負担において必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 受託者が従前から保有する知的財産権
 - 受託者が従前から保有する著作物、ノウハウその他の知的財産権については、受託者に留保されるものとする。ただし、委託者は、本業務の目的の範囲内において無償で利用できるものとする。

9 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

- (2) 受託者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後又は解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託者の承諾なく個人情報をも本業務以外の目的に利用してはならない。

10 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、再委託先に対して本仕様書に定める義務を遵守させるものとし、その履行について一切の責任を負うものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の遂行に当たり疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施状況について委託者から報告を求められた場合は、速やかに対応すること。